

2. 今回の調査の経緯と趣旨

- (1) SBS契約は、輸入業者及び買受業者と政府との間の3者契約であり、政府と輸入業者、政府と買受業者との間でそれぞれの契約が履行されている。
- (2) しかしながら、今般報道されたSBS米に関する買受業者と輸入業者との間での金銭のやりとりのように、SBS米取引の3者契約の外で民間事業者間の金銭のやりとりがあるとするれば、民々の問題とはいえ、農業関係者等からSBS米入札に関する不信感が生ずる等の問題もあることから、公文書の保存期間である直近5年間のSBS米落札業者(買受業者113者、輸入業者26者)などを対象としたヒアリング(電話・面談)及び関連データの分析を行った。

4. 調査結果を踏まえた契約内容の改善

(1) 調査の結果、民間事業者間の金銭のやり取りは、ある程度あったものの、それによってSBS米の国内市場における価格水準が、国産米の需給及び価格に影響を与えていることを示す事実は確認できなかった。

(2) しかしながら、今回の調査で、民間事業者間の金銭のやりとりがある程度あることが確認されたため、SBS入札をより適正に行い、農業関係者等のSBS入札に関する不信感を生じないようにする等の観点から、以下のとおり、契約内容の改善を行う方針。

① SBS契約書の契約項目として、個々のSBS取引に係る3者契約に関連して、輸入業者及び買受業者との間で金銭のやりとりを行ってはならないことを明記。

② 違反した場合は、資格の停止又は取消し等。